

資源の有効な利用の促進に関する法律

(平成 3 年法律第 48 号)(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 52 号)による改正)(略称:資源有効利用促進法)

e-Gov (法): <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=403AC0000000048>

e-Gov (施行令): https://laws.e-gov.go.jp/law/403C00000000327/20260401_507C00000000412 (令和 8 年 4 月 1 日施行)(令和 7 年政令第 412 号)

e-Gov (施行規則): なし

経済産業省 Web ページ

主務省令一覧「資源の有効な利用の促進に関する法律の基本方針及び関係省令」: https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/shoureikaisei.html

3R 政策「資源有効利用促進法」(最終更新 2022.04.25): https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index02.html

パンフレット(2002.3.No.2): <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/3r.pdf>

「印刷産業における環境関連法規集(2022 年度版)」p96。

この法律は、事業者に対して、原材料等の使用の合理化、再生品の利用、製品の長期間使用、製品使用後は再利用等を、さらに 2025 年の法改正により脱炭素化に資する再生資源の製造・原材料利用を一般的責務として課しています。業態によって事業者を特定省資源事業者、特定再利用事業者、指定省資源化事業者、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者、指定再利用促進事業者、指定表示事業者、指定再資源化事業者、指定副産物事業者と特定して、義務を課しています。印刷業界が関係するのは**指定脱炭素化再生資源利用促進事業者と指定表示事業者**です。PET 容器及び容器包装を製造している従業員 20 人以上の事業者は、**指定表示事業者**として表示義務が課せられます。「プラスチック容器包装」を年間 10,000 トン以上製造・加工事業者は**指定脱炭素化再生資源利用促進事業者**として、脱炭素化再生資源利用促進計画の提出義務が課せられます。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	目的
第 2 条第 11 項	この法律において「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」とは、脱炭素化のために利用することが特に必要な再生資源として政令 ^{解釈上の注釈 1} で定めるもの(以下「脱炭素化再生資源」という。)をその原材料として利用することを促進することが当該脱炭素化再生資源の有効な利用及び当該製品の脱炭素化を図る上で特に必要なものとして政令 ^{解釈上の注釈 2} で定める製品をいう。 (解釈上の注釈 1) 施行令第 4 条第 1 項で、「使用済物品等又は副産物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にしたプラスチック」と規定。 (解釈上の注釈 2) 施行令第 4 条第 2 項で、対象製品を規定。第 1 号に「プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の容器(容器であるものとして主務省令 ^{解釈上の注釈 3} で定めるものをいう。)及び包装であって、当該容器及び包装に入れられ、若しくは当該容器及び包装で包まれた商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいい、主務省令 ^{解釈上の注釈 3} で定めるものを除く。)」がある。このほかに、自動車、ユニット型エアコン、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機を規定。	定義

	(解釈上の注釈 3) 2026 年 3 月 30 日告示「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成 3 年政令第 327 号)第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第 4 条第 2 項第 1 号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令」 【3/3】時点での Gov 未掲載 。この省令により、油類、匂いのある物、医薬品などの容器が除かれる。	
第 2 条第 13 項	この法律において「 指定表示製品 」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収(類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令 ^{解釈上の注釈 4} で定める製品をいう。 (解釈上の注釈 4) 施行令第 6 条で、「指定表示製品」として「別表第 5 の上欄に掲げるとおりとする」と規定。 別表第 5 の上欄には、以下を掲載。 1 塩化ビニル製建設資材(硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙をいう。以下この項において同じ。) 2 鋼製又はアルミニウム製の缶(内容積が 7L 未満のものに限る。以下単に「缶」という。)であって、飲料(酒類を除く。以下単に「飲料」という。)が充填されたもの 3 缶であって、酒類が充填されたもの 4 ポリエチレンテレフタレート製の容器 (内容積が 150mL 以上のものに限る。以下「ポリエチレンテレフタレート製容器」という。)であって、飲料又は特定調味料(しょうゆ、食酢その他の主務省令 ^{解釈上の注釈 5} で定める調味料をいう。以下この項及び六の項において同じ。)が充填されたもの 5 ポリエチレンテレフタレート製容器 であって、酒類が充填されたもの 6 特定容器包装 (容器包装(商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。)のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料又は酒類を充填するためのポリエチレンテレフタレート製容器その他主務省令 ^{解釈上の注釈 6} で定めるものを除く。以下この項において同じ。) 7 密閉形蓄電池 (密閉形鉛蓄電池(電気量が 234k クーロン以下のものに限る。以下同じ。)、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池(輸入されるものにあつては、プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、機器の部品として輸入されるものを除く。)をいう。以下この項において同じ。) (解釈上の注釈 5) 主務省令は「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第 5 の 4 の項の上欄に規定する調味料に関する省令(平成 20 年農林水産省・経済産業省令第 1 号)(https://laws.e-gov.go.jp/law/420M60000600001)」で「しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料」を規定。 (解釈上の注釈 6) 「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第 5 の 6 の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令(平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 1 号)」(https://laws.e-gov.go.jp/law/413M60000740001/)参照。	定義
第 4 条第 1 項	(事業者等の責務) 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。	責務規定
第 4 条第 2 項	事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。	責務規定
第 4 条第 3 項	脱炭素成長型投資事業者(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 34 条第 1 項に規定する脱炭素成長型投資事業者をいう。第 23 条第 2 項において同じ。)その他の 事業者 は、脱炭素化再生資源を製造し、又は原材料として利用するよう努めなければならない。	責務規定
第 21 条第 1 項	(指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の判断の基準となるべき事項) 主務大臣は、指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用を促進するため、主務省令 ^{解釈上の注釈 7} で、脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造、加工、修理、販売又は賃貸の事業を行う者(その事業の用に供するために指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者」という。)の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。	義務 (主務大臣)

	(解釈上の注釈 7)「プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 令第2号)」(令和8年3月19日告示)【3/31時点でe-Gov未掲載】	
第23条第1項	<p>(計画の作成)</p> <p>指定脱炭素化再生資源利用促進事業者であって、その事業年度における当該指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の製造(その事業の用に供するために発注して製造することを含む。第25条第1項^{解釈上の注釈8}及び第29条第1項^{解釈上の注釈9}において同じ。)又は販売に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品の生産量(その事業の用に供するために発注して製造したものの生産量を含む。第25条第1項^{解釈上の注釈8}において同じ。)又は販売量が政令^{解釈上の注釈10}で定める要件に該当するものは、主務省令^{解釈上の注釈11}で定めるところにより、第21条第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈8)第25条第1項は、計画が不十分であるときに主務大臣が行う勧告及び命令を規定した条項。 (解釈上の注釈9)第29条第1項を参照。 (解釈上の注釈10)施行令第16条で、プラスチック製容器包装は事業年度が生産量または販売量が10,000トン以上と規定。 (解釈上の注釈11)「資源の有効な利用の促進に関する法律第23条第1項に規定する計画及び同法第24条に規定する定期の報告に関する省令(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 令第3号)」(令和8年3月19日告示)【3/31時点でe-Gov未掲載】</p>	義務 (該当事業者)
第29条第1項	<p>(資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の策定等)</p> <p>主務大臣は、指定省資源化製品^{解釈上の注釈12}、指定脱炭素化再生資源利用促進製品^{解釈上の注釈13}及び指定再利用促進製品^{解釈上の注釈14}(以下「対象指定製品」という。)の製造の事業を行う者(その設計を行う者に限る。)及び専ら対象指定製品の設計を業として行う者(以下「対象指定製品製造事業者等」という。)が設計する対象指定製品について、資源の有効な利用及び脱炭素化を特に促進するために対象指定製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針(以下「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」という。)^{解釈上の注釈15}を定めるものとする。</p> <p>(解釈上の注釈12)法第2条第10項で定義され、施行令第3条で規定される製品。印刷産業に係わる製品はない。 (解釈上の注釈13)法第2条第11項で定義され、施行令第4条第2項で規定される製品。印刷産業ではプラスチック容器包装がある。 (解釈上の注釈14)法第2条第12項で定義され、施行令第4条で規定される製品。印刷産業に係わる製品はない。 (解釈上の注釈15)「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第1号)。(令和8年3月25日告示)【3/26時点でe-Gov未掲載】</p>	義務 (主務大臣)
第30条第1項	<p>(対象指定製品の設計の認定)</p> <p>対象指定製品製造事業者等は、その設計する対象指定製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。</p>	権限付与 (事業者)
第32条第2項	事業者及び消費者は、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品を使用するよう努めなければならない。	責務規定
第51条第1項	<p>(指定表示事業者の表示の標準となるべき事項)</p> <p>主務大臣は、指定表示製品^{解釈上の注釈16}に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令^{解釈上の注釈17}で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者(その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。)が遵守すべき事項 <p>(解釈上の注釈16)法第2条13項で定義。 (解釈上の注釈17)4の項及び5の項については、「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令(平成5年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第1号)」(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405M50000640001)参照。</p>	義務 (主務大臣)

	6の項については、「特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号)」(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413M60000740002)参照。	
第52条第1項	<p>(勧告及び命令)</p> <p>主務大臣は、前条第1項の主務省令^{解釈上の注釈17}で定める同項第1号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の主務省令^{解釈上の注釈17}で定める同項第2号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない指定表示事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項^{解釈上の注釈18}に規定する小規模企業者その他の政令^{解釈上の注釈19}で定める者であって、その政令^{解釈上の注釈20}で定める収入金額が政令で定める要件に該当するものを除く。)があるときは、当該指定表示事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(解釈上の注釈18)中小企業基本法第2条第5項:この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいう</p> <p>(解釈上の注釈19)施行令第24条第1項。商業及びサービス業以外は20人以下の会社、個人、組合等、一般社団法人等。商業及びサービス業は5人以下の会社、組合、個人。</p> <p>(解釈上の注釈20)施行令第24条第2項及び第3項。事業年度に行うすべての事業の収入金額の総額が2億4,000万円(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行う者にあつては、7,000万円)以下であることと規定。</p>	権限付与 (主務大臣) (命令に違反した者は、50万円以下の罰金)
第52条第2項	主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた 指定表示事業者 がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	権限付与 (主務大臣)
第52条第3項	主務大臣は、第1項に規定する勧告を受けた 指定表示事業者 が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定表示製品に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令 ^{解釈上の注釈21} で定めるものの意見を聴いて、当該指定表示事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	権限付与 (主務大臣)
	(解釈上の注釈21)施行令第25条。施行令別表第5。容器の製造業者の場合は「産業構造審議会」。	

「事業者」の整理

以下は法律を「事業者」で検索した結果。番号は「事業者」の登場順に振ったもの。

- 1) 特定省資源事業者:**特定省資源業種に係る原材料等の使用の合理化による副産物の発生抑制及び当該副産物に係る再生資源の利用を促進する

法第10条で定義「工場又は事業場において特定省資源業種に属する事業を行う者」

特定省資源業種:法第2条第8項で定義「副産物の発生抑制等が技術的及び経済的に可能であり、かつ、副産物の発生抑制等を行うことが当該原材料等に係る資源及び当該副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種」

政令:施行令第1条 → 「別表第1の第1欄に掲げる原材料等及び同表の第2欄に掲げる副産物ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げるとおり」

→ 第3欄のみ引用「パルプ製造業及び紙製造業、無機化学工業製品製造業(塩製造業を除く。)及び有機化学工業製品製造業、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業、銅第一次製錬・精製業、自動車製造業(原動機付自転車の製造業を含む。)」

「印刷業」はない
- 2) 特定再利用事業者:**特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を促進する

法第15条で定義「工場又は事業場において特定再利用業種に属する事業を行う者」

特定再利用業種:法第2条第9項で定義「再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種」

政令:施行令第2条 → 「別表第2の第1欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げるとおり」

→ 第2欄のみ引用「紙製造業、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業、ガラス容器製造業、複写機の製造業、建設業」

「印刷業」はない

3) 指定省資源化事業者：指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進する

法第18条で定義「指定省資源化製品の製造、加工、修理、販売又は賃借の事業を行う者」

指定省資源化製品：法第2条第10項で定義「製品であって、それに係る原材料等の使用の合理化、その長期間の使用の促進その他の当該製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進することが当該製品に係る原材料等に係る資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるもの」

政令：施行令第3条 → 「別表第3の上欄に掲げるとおり」 「印刷製品」はない

→ 上欄(19製品)「自動車、パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。)、ユニット形エアコンディショナ(パッケージ用ものを除く。以下同じ。)、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、収納家具(金属製のものに限り。以下同じ。)、棚(金属製のものに限り。以下同じ。)、事務用机(金属製のものに限り。以下同じ。)、回転いす(金属製の部材により構成されるものに限り。以下同じ。)、石油ストーブ(密閉燃焼式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。)、ガスこころ(グリル付きのものに限り。以下同じ。)、ガス瞬間湯沸器(先止め式のものに限り。以下同じ。)、ガスバーナー付ふろがま(給湯部を有するものに限り。以下同じ。)、給湯機(石油を燃料とするものに限り。以下同じ。)」

4) 指定脱炭素化再生資源利用促進事業者：指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用を促進する

法21条で「指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造、加工、修理、販売又は賃貸の事業を行う者」

指定脱炭素化再生資源利用促進製品：法第2条第11項で定義「脱炭素化のために利用することが特に必要な再生資源として政令で定めるもの(以下「脱炭素化再生資源」という。)をその原材料として利用することを促進することが当該脱炭素化再生資源の有効な利用及び当該製品の脱炭素化を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品」

政令：施行令第4条第1項：「政令で定める再生資源は、使用済物品等又は副産物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にしたプラスチックとする」

施行令第4条第2項：「政令で定める製品は、次に掲げるものとする」として、**プラスチック容器包装**、自動車、ユニット型エアコン(パッケージ用を除く)、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を規定。

プラスチック容器包装については、「主としてプラスチック製の容器(容器であるものとして主務省令[※]で定めるものをいう。)及び包装であって、当該容器及び包装に入れられ、若しくは当該容器及び包装で包まれた商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいい、主務省令[※]で定めるものを除く。」と規定。

※ 主務省令は「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)第4条第2項第1号の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第4条第2項第1号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令」(2026年3月30日告示)。この省令は以下のとおり。

(プラスチック製の容器)

第1条 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第4条第2項第1号に規定する容器であるものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる商品の容器とする。

- 1 箱及びケース
- 2 瓶
- 3 たる及びおけ
- 4 カップ形の容器及びコップ
- 5 皿
- 6 くばみを有するシート状の容器
- 7 チューブ状の容器
- 8 袋
- 9 前各号に掲げるものに準ずる構造、形状を有する容器
- 10 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
- 11 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器

(プラスチック製容器包装から除かれるもの)

第2条 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第4条第2項第1号に規定するプラスチック製容器包装から除かれる主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

1 次に掲げる商品の容器及び包装

イ 飲食品(飲料(酒類(酒税法(昭和26年法律第111号)第2条第1項に規定する酒類をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。))であってポリエチレンテレフタレート製の容器に充填されたもの又は次に掲げる物品であって、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充填したポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できる物品が充填されたものを除く。)

(1) しょうゆ

(2) しょうゆ加工品(主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。)

(3) アルコール発酵調味料(次のいずれかに該当するものであって、酒類として飲用することができない処置を施したものをいう。)

(i) 米、米麴こうじ又は果実(果実を乾燥させ、若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。)の発酵の工程を経て生産されたもの

(ii) (i)に掲げるものに砂糖類、酒類、アルコール(アルコール事業法(平成12年法律第36号)第2条第1項に規定するアルコールをいう。)、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

(4) みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、米及び米麴こうじを用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分(酒税法第3条第11号に規定するアルコール分をいう。)が1度未満、エキス分(同条第2号に規定するエキス分をいう。)が60度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。)

(5) 食酢

(6) 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。)

(7) ドレッシングタイプ調味料

ロ 医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項、第2項、第4項及び第9項にそれぞれ規定する医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品をいう。)並びに調剤された薬剤

2 ポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料が充填されたもの又は前号イ(1)から(7)までに掲げる物品であって、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充填したポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できる物品が充填されたものに限る。)の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの及び当該容器の側部に貼るラベル

5) 指定再利用促進事業者:指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進する

法第26条で定義「指定再利用促進製品の製造、加工、修理、販売又は賃借の事業を行う者」

指定再利用促進製品:法第2条第12項で定義「それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することを促進することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品」 「印刷製品」はない

政令:施行令第4条 → 「別表第4の上欄に掲げるとおり」

→ 上欄(50製品)「浴室ユニット(浴槽、給水栓、照明器具その他入浴のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいい、便所又は洗面所が一体として製造されるものを含む。)、電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、自動車、自転車(人の力を補うため電動機を用いるものに限る。以下同じ。)、車いす(電動式のものに限る。以下同じ。)、パーソナルコンピュータ、プリンター、携帯用データ収集装置、コードレスホン、ファクシミリ装置、交換機、携帯電話用装置、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ユニット形エアコンディショナ、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、複写機、テレビ受像機、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気掃除機、電気かみそり(電池式のものに限る。以下同じ。)、電気歯ブラシ、非常用照明器具、血圧計、医薬品注入器、電気マッサージ器、収納家具、棚、事務用机、回転いす、ステムキッチン(台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう。)、石油ストーブ、ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、給湯機、家庭用電気治療器、電気気泡発生器(浴槽用のものに限る。以下同じ。)、電動式がん具(自動車型のものに限る。以下同じ。)」

6) 対象指定製品製造事業者等:「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」に従った設計を業として行う事業者

法第29条で定義「指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び指定再利用促進製品(以下「対象指定製品」という。)の製造の事業を行う者(その設計を行う者に限る。))及び専ら対象指定製品の設計を業として行う者と定義」

7) 認定製品製造事業者等

法第30条で定義「設計認定を受けた対象指定製品製造事業者等」[以下の青字は環境省「[資源有効利用促進法の概要](#)」のページのコピペ]。

指定表示製品:指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進する

以下に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うことが求められています。

スチール製の缶、アルミニウム製の缶

ペットボトル

小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）

塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）

紙製容器包装、プラスチック製容器包装

8) 指定表示事業者：指定表示製品に係る再生資源の利用を促進する

法第 51 条第 2 項で定義「指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者（その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。）」

指定表示製品：法第 2 条第 13 項で定義「それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収（類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。）をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品」

政令：施行令第 6 条 → 「別表第 5 の上欄に掲げるとおり」← **別表第 5 第 4 号及び第 5 号に「PET 製容器」、第 6 号に「容器包装」がある**

→ 上欄（7 製品）「塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙をいう。以下この項において同じ。）、鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積がセリットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であって、飲料（酒類を除く。以下単に「飲料」という。）が充てんされたもの、缶であって、酒類が充てんされたもの、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下「ポリエチレンテレフタレート製容器」という。）であって、飲料又は特定調味料（しょうゆ、食酢その他の主務省令で定める調味料をいう。以下この項及び六の項において同じ。）が充てんされたもの、ポリエチレンテレフタレート製容器であって、酒類が充てんされたもの、**特定容器包装**（容器包装（商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器その他主務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が二百三十四キログラム以下のものに限る。以下同じ。）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（輸入されるものにおいては、プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、機器の部分品として輸入されるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）」

指定再資源化製品

以下に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むことが求められています。ただし、小形二次電池については密閉形蓄電池を部品として使用している製品の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収に取り組むことが求められています。

「印刷製品」はない

パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）

小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）

9) 指定再資源化事業者：指定再資源化製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進する

法第 53 条第 1 項で定義「指定再資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者」

指定再資源化製品：法第 2 条第 14 項で定義「製品（他の製品の部品として使用される製品を含む。）であって、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品（他の製品の部品として使用される製品においては、当該製品又は当該他の製品の）の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。以下同じ。）をすることが経済的に可能であって、その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるもの」

政令：施行令第 7 条 → 「別表第 6 の上欄に掲げるとおり」

→ 上欄（2 製品）「パーソナルコンピュータ（重量が一キログラム以下のものを除く。）、密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいう。）」

10) 自主回収・再資源化事業者：「自主回収・再資源化事業計画」の認定を受けることに廃棄物処理法の特例を受けられる

法第 54 条第 1 項で定義「使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化のための使用済指定再資源化製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとするもの（当該自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとするものを含む。）

11) 認定自主回収・再資源化事業者：

法第 55 条第 1 項で定義:「自主回収・再資源化事業計画」の認定を受けた事業者

指定副産物 「印刷製品」はない

以下に掲げる副産物に係る業種に属する事業者は、当該副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められています。

電気業の石炭灰

10) 指定副産物事業者:指定副産物に係る再生資源の利用を促進する

法第 60 条第 1 項で定義「事業場において指定副産物に係る業種に属する事業を行う者」

指定副産物:法第 2 条第 15 項で定義「エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるもの」

政令:施行令第 8 条 → 「別表第 7 の第 1 欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第 2 欄に掲げるとおり」

→ 第 1 欄(第 2 欄)「電気業(石炭灰)、建設業(土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材)」